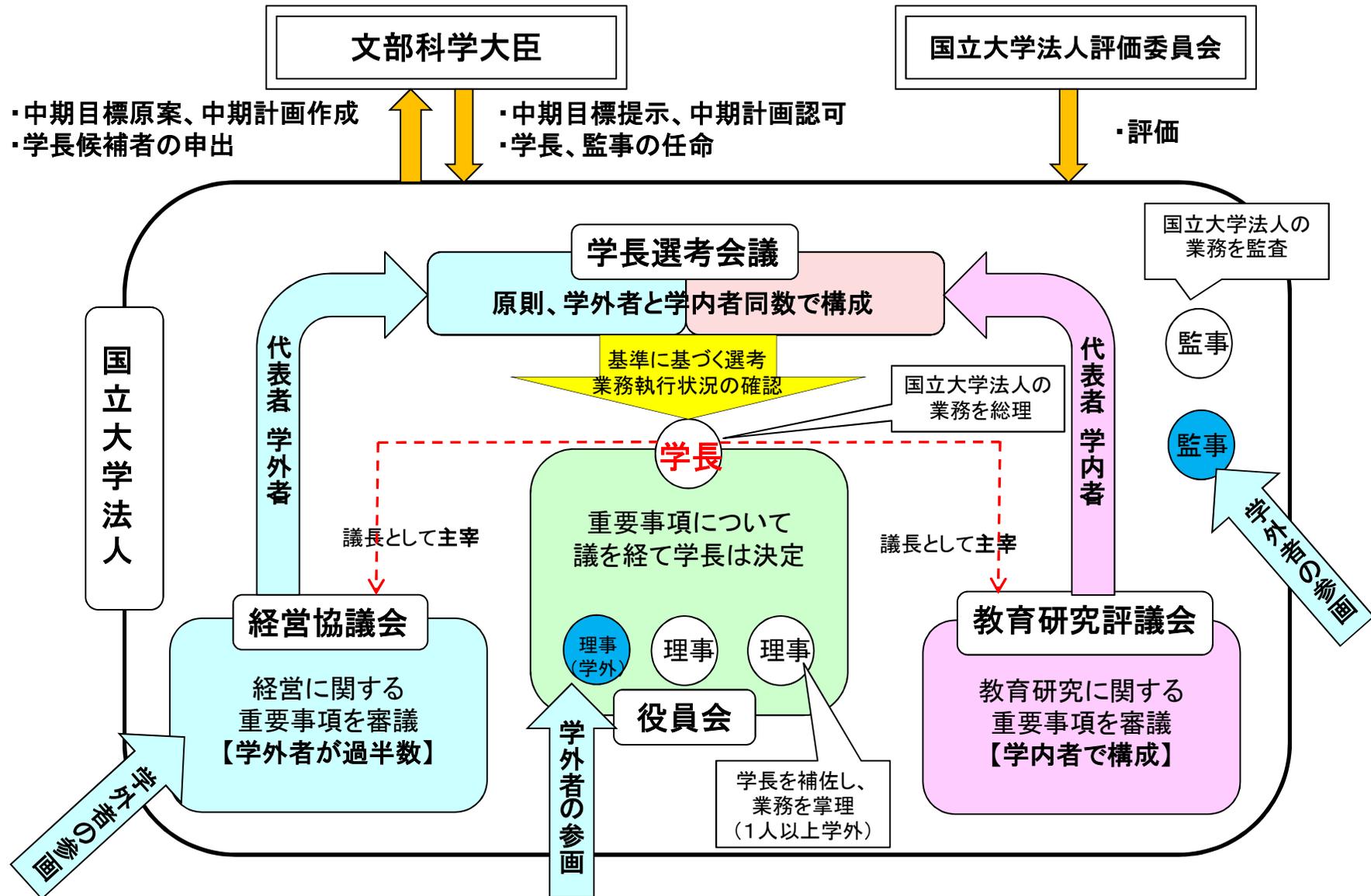


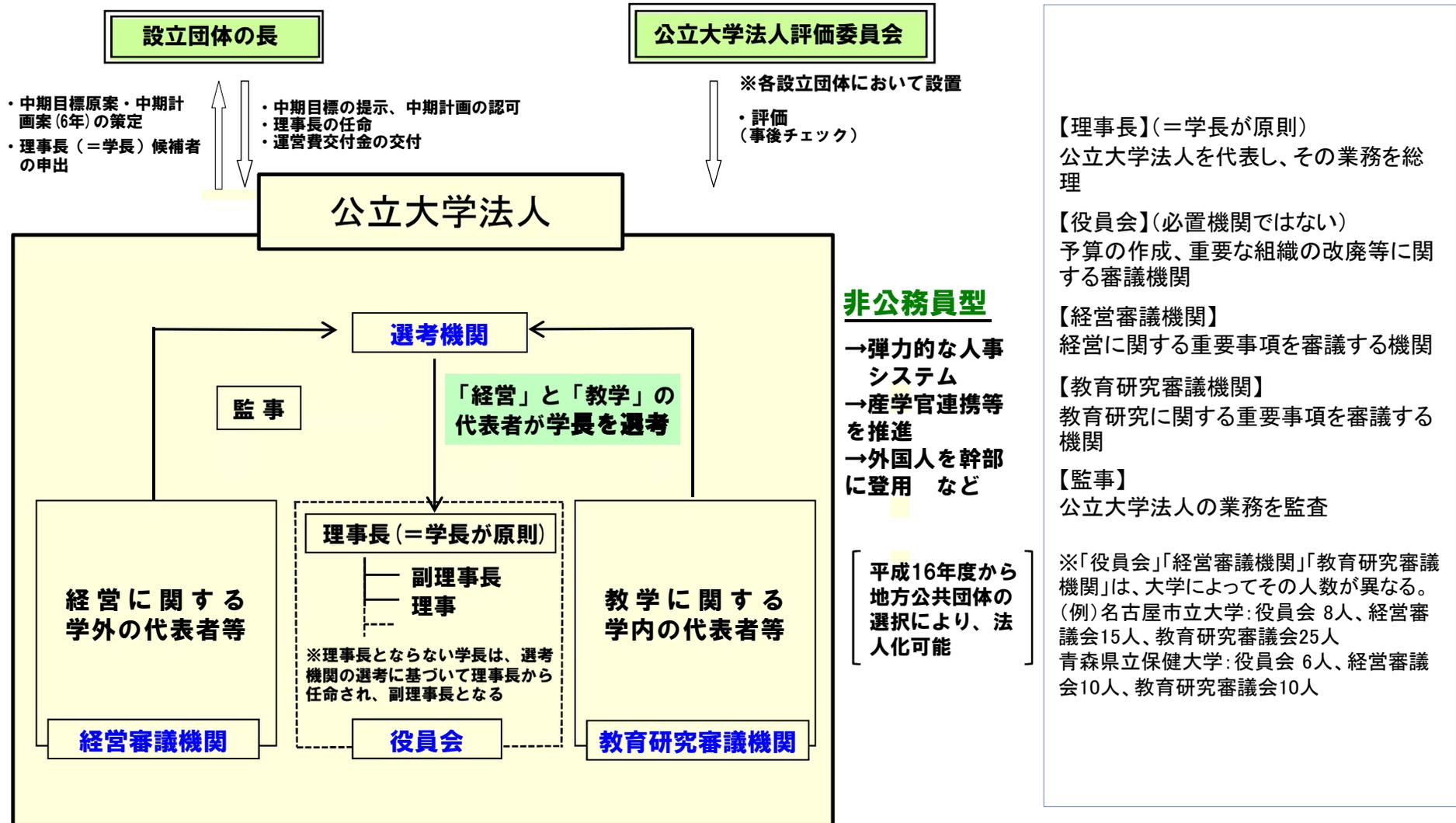
国立大学法人のガバナンスの仕組み



※大学共同利用機関法人は、「学長」を「機構長」と読み替えれば、基本的に同様の仕組み

公立大学法人のガバナンスの仕組み

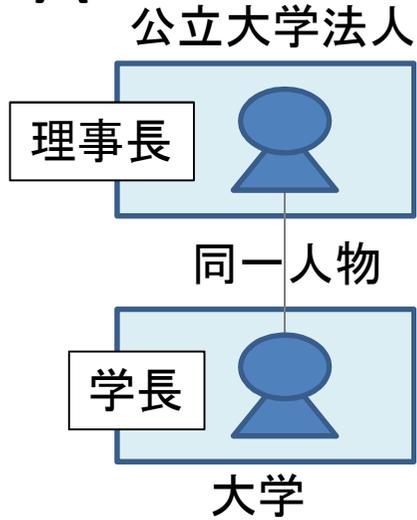
- 公立大学法人では、**法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則**とされているが、両者を分離することも可能。
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される経営審議機関の代表者と、学内者から構成される教育研究審議機関の代表者から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命する。
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定**(経営審議機関、教育研究審議機関)。



※「役員会」は、地方公共団体の判断(定款に規定)等で設置可能

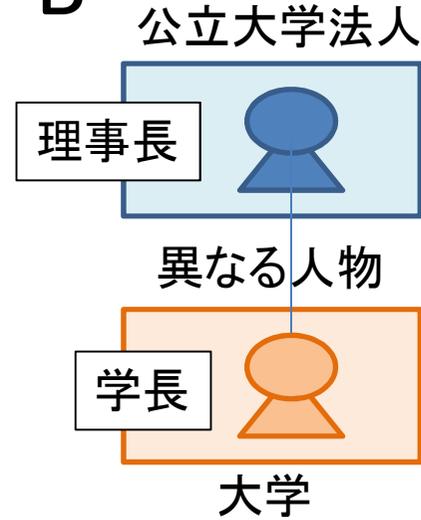
公立大学法人のパターン

A



:大学の選考機関の選考による公立大学法人の申出に基づき、設立団体(地方公共団体)の長が任命

B

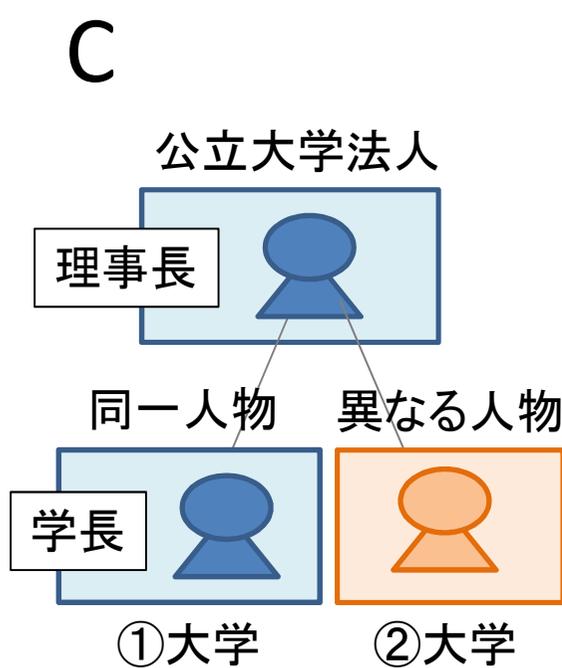


:設立団体の長が任命



:大学の選考機関の選考に基づき、理事長が任命自動的に副理事長となる

C

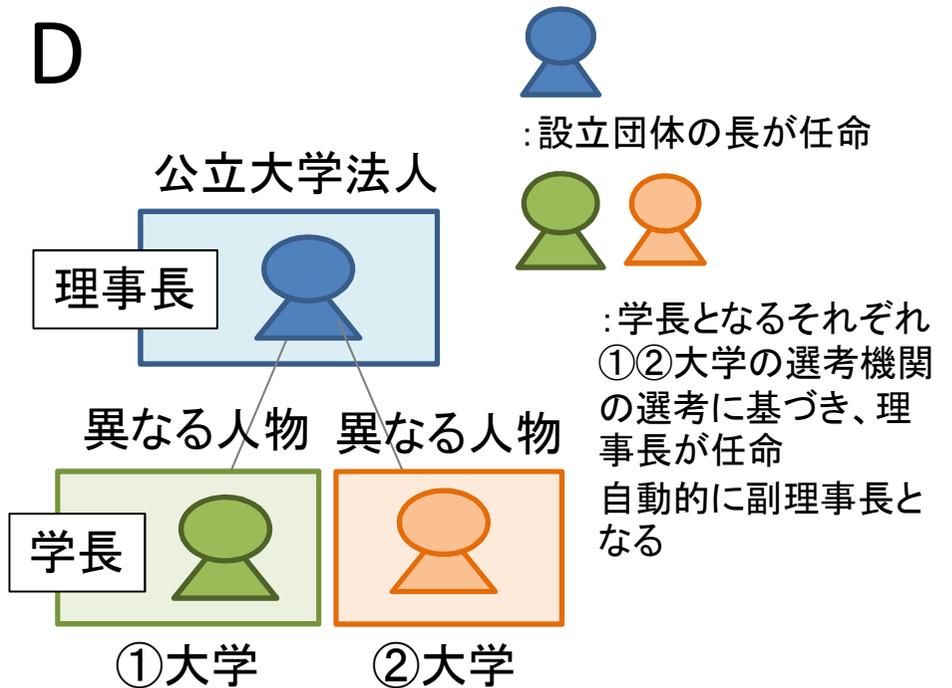


:学長となる①大学の選考機関の選考による公立大学法人の申出に基づき、設立団体の長が任命



:学長となる②大学の選考機関の選考に基づき、理事長が任命自動的に副理事長となる

D



:設立団体の長が任命



:学長となるそれぞれ①②大学の選考機関の選考に基づき、理事長が任命自動的に副理事長となる

学校法人のガバナンスの仕組み

- **学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。

